

# 昭島市立武蔵野小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。それゆえに、絶対に許されるものではない。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の児童一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対し、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）のことである。また、これらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

## 2 いじめの未然防止

### 〈学校全体〉

- ・全校朝会等で学校長が日常的いじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、思いやりの心、生命を大切にする態度を育て、児童が自己肯定感や自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・いじめの問題に児童自ら主体的に参加する取組を推進する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
- ・児童がいつでも相談できる校内体制の充実を図る。
- ・セーフティ教室や学校便り等で、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域の連携の必要性を、学校便り、学校運営協議会、保護者会等で伝え、理解と協力をお願いする。

### 〈学級担任等〉

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学級・学年・学校全体に醸成する。
- ・児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ・児童が学級のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・児童の思いやりの心や人権感覚、生命を大切にする心を育む道徳教育の充実を図る。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように指導の在り方には細心の注意を払う。

### 3 早期発見のための措置

#### 《学校全体》

- ・ 6月、11月、2月にいじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を「学校いじめ対策委員会」で分析して、学校としての対応や取組を協議する。
- ・ 児童及びその保護者が、いじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ・ 全教職員で、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する場(休み時間・放課後の児童との雑談や行動観察、日記等の活用等)を設ける。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。

### 4 いじめに対する措置

#### (1) 早期対応

校務分掌に「学校いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、生活指導部員、スクールカウンセラー、関係教員等とし、毎月1回以上開催する。

##### ① 「学校いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する。

- ・ いじめの情報を受けたときは「学校いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
- ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。

##### ② 被害児童、加害児童、周囲の児童への指導・支援体制を構築する。

- ・ 被害児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- ・ 加害児童に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
- ・ いじめを報告した児童の安全を確保するための取組を徹底する。

##### ③ 教育委員会や関係機関との連携を進める。

- ・ 「学校いじめ対策委員会」を通じて、教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。

##### ④ 保護者・地域と連携して、早期解決に向けた対応を進める。

- ・ 家庭訪問(加害児童、被害児童とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ PTAと連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を児童に与える。

#### (2) 重大事態への対処

##### ① 重大事態の発生を教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。

##### ② 教育委員会の指導・支援の下「学校いじめ対策委員会」により、事実関係を明確にするための調査や該当児童・保護者等への対応等に当たる。

